

農薬取締法施行規則の一部改正案に対して寄せられた御意見・情報の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	附則ただし書きの「第二条の改正規定」は「第二条の規定」ではないか。	附則において慣用される用語として「改正規定」としています。
2	<p>現在、「みどりの食料システム戦略」やそれ以前から「IPM」提唱として、天敵製剤の活用と潜在能力について積極的に進められているようになっていと考えてます。</p> <p>また天敵製剤のレベルは、諸外国に比べて遅れている意見もありますが、日本国内の環境においては、ある一定の水準まで達していると考えますが、これらの分野はまだ潜在的な部分があるため、環境生態面で注視をしながら、間口を広げていかないといつまでも世界水準に達しないと考えます。</p> <p>現在の生物農薬の申請方法は、化学農薬の申請内容をそのまま使用しているため、申請方法が分かりにくいことや、基準が曖昧、フォーマットが無い、申請までに多くの無駄な時間と作業を有します。</p> <p>今後、みどり戦略で掲げているのであれば、早急に対応するべきかと考えます。</p>	<p>農薬の登録申請に当たり提出すべき試験成績等の資料の具体的な内容を定めた「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）は、御指摘のとおり化学農薬を念頭に置いたものとなっているため、化学農薬とは評価法が異なる天敵農薬について、その登録を申請する者が提出すべき試験成績等の資料や評価方法について明確化する必要があると考えております。</p> <p>このため、現在、農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会等において、天敵農薬の人畜に対する安全性評価や生活環境動植物等への影響評価に際して必要な情報・資料の範囲、試験方法、これらに基づく評価に関する方法や留意点、今後の検討課題等について、審議が進められております。</p>